

高知県道路交通法施行細則の一部改正について

公開日 2018年8月31日

1 規則等の題名

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

道路交通法（昭和35年法律第105号）第55条第1項、第57条第2項

3 公募した規則等の概要

高知県道路交通法施行細則に規定する二輪又は三輪の自転車の乗車人員の制限から除外される事由に「タンデム車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させている場合」を加え、高知県内の全ての公道上でタンデム車による2人乗り走行を可能にしようとするものです。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に基づく意見公募手続

5 規則等の制定日

平成30年8月31日（金曜日）

6 結果公示の日

平成30年8月31日（金曜日）

7 意見公募の期間（意見公募期間が30日未満の場合、その理由）

平成30年7月12日（木曜日）から同年8月10日（金曜日）まで

8 提出された意見の数

1件

9 結果の概要

「高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則案」に関する意見募集結果について

10 規則等の資料の入手方法

高知県警察本部交通部交通企画課での閲覧

高知県庁県民室（本庁舎1階）での閲覧

各福祉保健所（須崎を除く。）及び須崎農業振興センターでの閲覧

11 担当課・連絡先

高知県警察本部交通部交通企画課

TEL：088-826-0110（内線5012、5014、5016）

平成30年8月31日
高知県警察本部交通部
交通企画課

「高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則案」に関する
意見募集結果について

県警察において、平成30年7月12日から平成30年8月10日までの間、「高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行ったところ、1件の御意見を頂きました。

お寄せ頂いた御意見及びこれに対する県警察の考え方を次のとおり公表いたします。

記

1 意見を募集した規則等の題名

高知県道路交通法施行細則(昭和35年高知県公安委員会規則第5号)の一部を改正する規則

2 規則等の案を公示した日

平成30年7月12日

3 頂いた御意見及び御意見に対する県警察の考え方

【頂いた御意見】

本件規則の改正について、

- 高知県内の自転車通行にかかる道路環境について、十分な安全性が確保できていないと考える
- そのため、タンDEM自転車の公道走行解禁よりも先に、道路環境の整備や自転車利用者の法令遵守・マナーアップの促進を優先すべきといった御意見がありました。

【県警察の考え方】

これまで、県警察では、県、市町村などの関係機関・団体等と連携して、自転車の交通事故防止に関する各種対策に取り組んでおり、その結果、自転車の関係する交通事故発生件数は年々減少しており、一定の効果が現れているものと認識しております。

そのような中、かねてから県警察に対して県民・市民から強く要望されてきた「タンDEM自転車の公道走行全面解禁」の是非について検討したところ、

- 近年、多くの府県がタンDEM自転車の公道走行全面解禁に至ってい

る(平成30年4月1日時点で20府県)

- 解禁している府県において、タンDEM自転車に起因する交通事故の発生は認められないうえに、トラブルもない

という状況にあり、また、解禁することで、

- 高齢者や身体障害者の移動手段の確保による行動範囲の拡大
- 観光振興・スポーツツーリズム

に期待が持たれていることから、本件規則改正を決定したものであります。

県警察では、今後も引き続き、自転車利用者の交通事故防止に関する各種交通安全対策に取り組むとともに、解禁後に、タンDEM自転車に起因する交通事故の発生がないように、利用者に対する広報啓発や交通安全教育等の活動を行うなど、全ての自転車利用者のマナーアップに努めてまいります。

そのため、頂いた御意見については、当該取組への参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数	1件
(内訳)	
個 人	1件
法人(団体を含む。)	0件